

陽性者の療養期間について

□ 無症状の方について

- 検体採取日から 7 日間経過した場合、療養解除となります。

ただし、10 日間経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認が必要です。

| 0 日 | 1 日 | ... | 7 日 |
|-------|-----|-----|----------|
| 検体採取日 | 療養 | 療養 | 療養 (最終日) |

□ 有症状の方について

- 発症日から 10 日間が経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過した場合、療養解除となります。

例) 発症日 2 日目に症状が軽快した場合でも、10 日間の療養期間は必要となります。

| 0 日 | 1 日 | 2 日 | ... | 10 日 |
|-----|-----|-----------|-----|----------|
| 発症日 | 療養 | 療養 (症状軽快) | 療養 | 療養 (最終日) |

濃厚接触者の待機期間について

| | 0 日目 | 1 日目 | 2 日目 | 3 日目 | 4 日目 | 5 日目 | 6 日目 |
|---------------|-------|------|--------------------|---------------------|------|------|------|
| 通常 | 最終接触日 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 待機 | 解除 |
| 抗原定性検査で短縮する場合 | 最終接触日 | 待機 | 待機 抗原定性検査 陰性 | 抗原定性検査 陰性→ 解除 | | | |

- 同一世帯内の同居家族等（生活を共にする家族や同居者）は原則、濃厚接触者となります。

特定された濃厚接触者の待機期間は、原則 5 日間（6 日目解除）ですが、2 日目及び 3 日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3 日目から解除となります。